

寒河江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男

寒河江市教育委員会規則第2号

寒河江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

寒河江市教育委員会事務局組織規則（平成27年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「歴史文化係、慈恩寺振興係」を「歴史文化・慈恩寺振興係」に改める。

第5条第1号中シをスとし、サをシとし、コの次に次のように加える。

サ 市立図書館に関する事。

第5条第2号中「歴史文化係」を「歴史文化・慈恩寺振興係」に改め、同号イ中「指定文化財」を「文化財」に改め、同号に次のように加える。

キ 史跡慈恩寺旧境内に関する事。

第5条第3号を削る。

第7条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 副主幹 課長、室長又は主幹を補佐するとともに、上司の命を受けてその
担当する事務を処理する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。